

入 札 説 明 書

豚熱ワクチン単価契約に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び予定数量

豚熱生ワクチン（シード） 20 ドース 25,070 本

(2) 購入物品の仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 納入場所

秋田県中央家畜保健衛生所

所在地 秋田市寺内蛭根一丁目15番5号

(5) 入札の中止等

入札の執行前に当該事業にかかる令和8年度当初予算の議決を得られないときには、入札を中止または延期する。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。

(3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第26条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。

3 2(2)の資格に係る申請

2(2)の資格のない者で、本入札に参加を希望するものは、秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）にて業者登録申請を行い、次の場所へ関係書類を提出し、令和8年4月20日（月）までにその登録を完了すること。

なお、この申請に関する問い合わせ先については、次のところとする。

郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号 018-860-2740）

4 契約条項及び入札説明書等の掲載等

契約条項、入札説明書及び仕様書等は、次のところに掲載し、配布する。

秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」－ (<http://www.pref.akita.lg.jp/>)

5 提出書類等

本入札に参加しようとする者は、次により書類等を提出しなければならない。

(1) 提出書類等

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 動物用医薬品店舗販売業許可を証する書面（写し可）

(2) 提出期間及び方法

令和8年3月10日（火）から同年4月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の期間、午前9時から午後5時までの間に次の場所へ持参又は郵送すること。

郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県農林水産部畜産振興課 家畜衛生チーム（電話番号 018-860-1808）

(3) (2)の期限までに申請を行わなかった者又は審査の結果、入札参加資格を有すると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(4) (3)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該申請者に通知するものとする。

(5) (4)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

(6) 開札の日までに審査を終了することができないおそれのある場合は、あらかじめその旨を申請者に通知するものとする。

(7) 入札参加資格申請を行った者から、入札書が資格審査終了前に提出された場合においては、当該申請者が開札時において入札参加資格を有すると認められることを条件として当該入札書を受理することとし、開札時において入札参加資格を有すると認められなかった者の入札書は無効とする。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和8年4月27日（月）午前10時

秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地方総合庁舎6階 総604会議室

7 入札書の提出方法等

(1) 入札は原則として入札者又はその代理人が行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときに、入札執行職員が身分証明書等の提示を求めることがある。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」並びに「購入物品名」を記載の上、提出すること。

(4) 原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は、郵便によることができる。郵便による場合は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」の旨を表記し、中封筒には上記(3)の内容を記載すること。なお、入札執行者宛親展とし、配達証明書付郵便書留により開札時までに到着すること。開札時までに到着しないものは無効とする。

8 入札及び開札の方法等

- (1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのうえ行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 開札に立ち会う場所に持参するもの
 - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証など）
 - イ 再度の入札に使用する印鑑
 - ウ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）
- (3) 開札に立ち会わない入札者（郵送によって入札書を提出した者）は、開札結果の通知に必要な返信用封筒（あて名及び受取人の住所、氏名等を明記の上、所要の料金の切手を貼付したもの）を入札書とともに提出することができる。

9 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることはできない。

10 入札執行回数等

- (1) 入札執行回数は、3回までとする。
- (2) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

11 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 10(1)で定める入札執行回数を行ってもなお、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに替わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入札及び開札の日時並びに場所を速やかに定め、再度入札を行う。
- (5) 14に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

12 入札書に記載する金額等

本入札は、単価契約案件であるため、豚熱生ワクチン20ドース1本当当たりの単価を記載すること。

また、入札書には円未満小数点以下第2位までの金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

入札保証金は、入札開始の前までに入札職員が徴収し、入札終了後直ちに還付する。

ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。また、契約保証金は落札者の義務履行があったときに還付する。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

① 入札保証金

次のア、イ又はウの書類を、令和8年4月20日（月）午後5時までに上記5（2）に記載された場所に提出し、審査の結果、免除と認められた者。

なお、審査のため説明を求めた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該入札物品若しくはこれに相当する物品の売買契約を履行した証として、1件の契約で当該入札価格の5割を超える2件以上の契約書の写し及び履行を確認できる書類（支払通知書等の写し等）。

ウ 物品供給業者等登録名簿に登録され、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（「入札保証金免除申請書」及び「秋田県税に滞納がない旨の証明書の写し（提出日から3ヶ月以内のもの）」を提出のこと。）

② 契約保証金

県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提示し、免除が適切と認められた者又は上記①イの書類審査の結果、入札保証金を免除することが適切と認められた者。

14 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

- イ 5(1)に定める提出書類等を提出しないままの入札
 - ウ 入札公告に定めた資格のない者の入札
 - (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
 - (3) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者の入札
 - (4) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - (5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
 - (6) 前各号に定めるほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札
- 15 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者
秋田県農林水産部農林政策課職員
- 16 契約書の要否
要
- 17 その他
- (1) 当該調達物品の仕様について疑義がある場合は、令和8年4月20日(月)まで、秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生チームに文書で提出すること。
 - (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、秋田県財務規則等の定めるところによる。
- 18 問い合わせ先
照会及び回答は、原則として書面による。
秋田県農林水産部畜産振興課 家畜衛生チーム
(電 話 018-860-1808)
(FAX 018-860-3822)